

糸島市補助金設計書

所管課	地域福祉課
-----	-------

補助金名称	社会復帰促進事業補助金
区分	②奨励・支援的事業補助
該当例規等	糸島市社会福祉関係団体等補助金交付規程

【長期総合計画体系】

基本目標4_健康で安心して暮らせるまちづくり

政策3_支援を必要とする人たちへの福祉の充実

施策③_障がい者福祉の充実

1 補助の目的

精神障がい者及び家族が共に勉強し、社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な活動及び福祉の増進を図るための支援を行う。
障がい者の家族の交流活動の参加促進を目的に、糸島市精神障害者家族会の活動の活性化に向けた支援を行う。

2 成果指標

指標① 家族会(交流会・研修会)の開催回数(年間)

目標値① 9 (単位) 回

3 補助対象事業・補助対象者

【補助対象事業】

社会復帰促進事業

【補助対象者】

糸島市精神障がい者家族会(いとしま会) 会員及び賛助会員

4 補助対象(外)経費

【補助対象経費】

補助対象事業に直接要する経費。ただし、総会費、役員会議費、弔慰費、役員手当は除く。

5 補助率・補助限度額、積算根拠

【補助率】 50 % 又は 分の

【補助限度額】 20千 円

【積算根拠ほか】

支出に占める補助金額は20.3%であり、補助金が無いと会の事業運営が成り立たない。(会費と寄付金が占める割合は37.5%)補助率は50%以内である。

6 補助期間(期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う)

令和 5 年度 まで